

令和2年8月6日

保護者様

兵庫県立国際高等学校  
校長 井上 真理

### 気象状況による生徒の休業措置の改正について

盛夏の候、保護者の皆さまにはますますご清祥のこととお喜び申し上げます。日ごろから本校の教育活動にご理解、ご協力を賜りまして厚く御礼申し上げます。

さて、近年、気象状況が不安定になっており、気象警報が頻発される傾向にあります。加えて今年度はコロナ禍による休業により、授業時間が不足しております状況に鑑み、気象警報による休業のきまりを、2学期(令和2年8月25日)より以下のように改正して、授業時間を確保したいと考えております。保護者の皆さまにおかれましては、ご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

#### 記

##### **現行**【生徒手帳に記載されているもの】

- 1 午前7時現在、芦屋市、西宮市、神戸市のいずれかに、大雨警報、洪水警報、大雪警報、暴風警報、暴風雪警報のいずれかが発表されているときは、臨時休業とする。特別警報の場合も同様である。
- 2 午前7時現在、芦屋市、西宮市、神戸市のどの市にも、大雨警報、洪水警報、大雪警報、暴風警報、暴風雪警報のいずれも発表されていないが、生徒が居住している市にいずれかの警報が発表されているときは、自宅待機とし公認欠席扱いとする。特別警報の場合も同様である。

##### **改正**

- 1 午前7時現在、芦屋市、西宮市、神戸市のいずれかに、大雨警報、洪水警報、大雪警報、暴風警報、暴風雪警報のいずれかが発表されているときは、自宅待機とする。特別警報の場合も同様である。  
ただし上記の警報が、上記3市すべてにおいて、午前9時現在で解除されている場合は4時間目から、午前10時現在で解除されている場合は5時間目から授業を行う。  
生徒の居住している市で警報が継続している場合は自宅待機とし公認欠席扱いとする。
- 2 午前7時現在、芦屋市、西宮市、神戸市のどの市にも、大雨警報、洪水警報、大雪警報、暴風警報、暴風雪警報のいずれも発表されていないが、生徒が居住している市にいずれかの警報が発表されているときは、自宅待機とし公認欠席扱いとする。特別警報の場合も同様である。  
上記の警報が、午前9時現在で解除されている場合は4時間目から、午前10時現在で解除されている場合は、5時間目から登校すること。

※警報が解除されても交通機関の乱れにより登校できないときは公欠扱いとします。

※このきまりは、本年度に限り行うものです。来年度については追って連絡いたします。